

『大東法政論集』の発行に関する要領

2019年6月19日 研究科委員会承認

1. (目的)

この要領は、大東法政論集（以下、本誌と称する）の編集・発行に必要な事項を定め、もって本誌の発行を円滑ならしめることを目的とする。

2. (発行)

本誌の発行は、原則として年1回（3月）とする。

3. (応募資格者)

- a. 本学法学研究科博士課程前期課程・後期課程の在学者(研究生含む)
- b. 本学法学研究科博士課程前期課程・後期課程の修了者
- c. 前項に準ずる者で、編集委員会が適当と認めた者

4. (内容及び字数制限) 字数には注を含む。

- a. 論説：40,000字以内、英語の場合は20,000words以内

*博士論文審査中の論文については提出できない。

- b. 研究ノート：30,000字以内、英語の場合は15,000words以内
- c. 翻訳：40,000字以内

*翻訳の場合は、翻訳に関する著作権者の許諾書および、翻訳する論文の原文を後期授業開始日迄に編集委員会に提出すること(著作権者とは著者および出版元をさす)。

但し、後日必要に応じて追加で資料を求めることがある。

*著作権の確認については、原稿の電子化に関する許諾を含むものとする。

- d. 資料紹介：40,000字以内、英語の場合は20,000words以内
- e. 判例評釈：30,000字以内、英語の場合は15,000words以内
- f. その他、編集委員会が認めたもの。

5. (書式等の設定について)

『大東法政論集』執筆要領を参照のこと。

6. (応募原稿の提出時期及び方法)

- a. 応募資格者のaに該当する者にあつては、完成原稿（WORD及びPDF形式）を毎年11月末までに大学院事務室に提出すること。但し、事前に応募原稿を指導教員に提出し、指導を受け、応募の許可を得た上で『大東法政論集』執筆申込書を10月末までに大学院事務室に提出したものに限る。
- b. 応募資格者のbもしくはcに該当する者にあつては、完成原稿（WORD及びPDF形式）を毎年11月末までに大学院事務室に提出すること。但し、毎年度の『大東法政論集』執筆申込書に定める期日(10月中旬)までに応募原稿と論文の要旨(A4用紙1~2枚程度)とともに、『大東法政論集』執筆申込書を添えて大東法政論集編集委員長に提出し、指導を受け、応募の許可を得たものに限る。
- c. 執筆者は本要領に従い、完成原稿（WORD及びPDF形式）を提出すること。なお、原稿を提出する際に、「大東法政論集の電子化に関する諾否について」を併せて提出すること。
- d. 上記4の字数制限を超過している原稿は受理しない。

7. (掲載の可否について)

上記6の手続きを経て、11月末までに完成原稿を提出した者に対して、12月下旬までに掲載の可否について回答する。

8. (校正)

執筆者による校正は二校までとする。

9. (抜刷)

抜刷は30部とする。30部以上必要な者は、あらかじめ必要とする部数を委員会に申し出、その分費用を負担するものとする。